

ゴミの不法投棄抑止にご協力おねがいします

最近、川やその付近で、ゴミの不法投棄や迷惑行為をする心ない人が増えており、付近住民の方々や良識ある河川利用者は、たいへんな迷惑を受けています。

川やその付近にゴミを捨てることは法律で禁止されています。また、自然環境に悪い影響を及ぼす恐れがあります。

川やその付近（木曾川・長良川・揖斐川）で、ゴミを不法投棄している人などを見かけられましたら、木曾川下流河川事務所か最寄りの出張所にお知らせください。ご協力をお願いいたします。

川への不法投棄は法律で処罰されます

●廃棄物処理法：5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金

●河川法：3年以下の懲役若しくは20万円以下の罰金



河川や堤防にこんなにゴミが捨てられています。

1年間のゴミ処理費は約2000万円！！

(単位:円)

家電製品	〔テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン〕	650,000
家庭ゴミ・産業廃棄物		17,390,000
タイヤ		450,000
船		860,000
合計		19,350,000

平成20年度 木曾川下流河川事務所管内分

このような違法な行為・迷惑な行為も後を絶ちません。



許可を受けずに船の係留や棧橋の設置をしてはいけません。



危険！不審火による火災



放火された放置車両



ゴルフやモトクロスは堤防や河川敷を損傷させ、一般の方の安全な河川利用を妨げるのでご遠慮下さい。



当事務所では次のような対策を行い、違法行為・迷惑行為の監視を強化します。

- 河川敷への通路の施錠
- 河川パトロールの強化
- 監視カメラによる不法行為等の確認
- 注意看板の設置
- 木曾三川下流部水面利用協議会による関係機関との連携強化と啓発活動
- 不法係留船対策のための協議会の設置



監視カメラによる不法行為等の確認



河川敷への通路の施錠



水面利用協議会による河川パトロール

また、地域の方々のご協力によりさまざまな活動が行われています。

- 地元の方々による清掃活動
- 河川愛護モニターによる河川監視及び河川愛護思想の普及啓発活動
- 川と海のクリーン大作戦（毎年10月に実施）など



H20川と海のクリーン大作戦
(揖斐川堤防)



H20川と海のクリーン大作戦
(国営木曾三川公園)



H20川と海のクリーン大作戦
(木曾川堤防)



NPO木曾三川ごみの会の方々による清掃



河川愛護モニター（研修の様子）

**違法行為など見かけられましたら、下記または最寄りの出張所にご連絡ください。
みなさんのご協力をよろしくお願いいたします。**

お問い合わせ・ご連絡先は

国土交通省中部地方整備局 木曾川下流河川事務所

占用調整課 TEL0594-24-5718 〒511-0002 三重県桑名市福島465